

## 認知症対応型共同生活介護事業所および小規模多機能型 居宅介護事業所と他事業所との併設等の可否について

認知症対応型共同生活介護事業所および小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、他の事業所および施設等との併設の可否については、基準省令の解釈通知に規定されており、本市においてもこの取扱いに従っています。

なお、認知症対応型共同生活介護事業所同士ならびに小規模多機能型居宅介護事業所同士の併設は認められておりません。

- 解釈通知『指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について』（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004 号、老振発 0331004 号、老老発 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

併設する事業所	① 職員の 行き来可 能	② 同一建 物に併設	③ 同じ法 人が別棟 に併設
地域密着型の 4 施設等（※1）	○	○	○
居宅サービス事業所等（※2）	×	○	○
広域型の特別養護老人ホーム、介 護老人保健施設等	×	×	○

※1 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所であるものに限る。）をいう。

※2 居宅サービス事業所、※1 以外の地域密着型サービス事業所、入所定員 29 人以下の小規模な介護老人保健施設をいう。

このように、職員の行き来が可能（兼務可能）なものは、※1 の地域密着型の 4 施設等に限定されています。（別に規定があつて兼務が認められる管理者を除く）

したがって、通所介護や認知症対応型通所介護などのサービスについては、職員の行き来（兼務）は認められません。人員基準違反となりますので十分に注意してください。